

総務省法令適用事前確認手続（照会書）

平成 20 年 7 月 11 日

総 務 大 臣 殿

照会者名（法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所（法人等にあつては主たる事務所等の所在地）

連絡先

電子メールアドレス：

（代理人）

（連絡先）

（電子メール）

総務省法令適用事前確認手続規則（平成 13 年 8 月 29 日総務省訓令第 197 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1 法令の名称及び条項

消防法

2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

下記欄外参照

3 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠

アルコール類同士を混ぜ合わせても化学反応を起こさないので、アルコール類本来の危険度合いは変わりなく、混合アルコール類として保管する上では、法令上全く問題がないと考えております。

4 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

(1) 理由

(2) 公表可能時期

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実について

当社は現在 事業所内に危険物屋内貯蔵所をいくつか設けています。

そのうち一つは、事業所内で発生される引火性液体類の廃液を処分まで貯蔵する施設です。その廃液の中で、洗浄等に用いた4種のアアルコール類メタノール・エタノール・IPA・ソルミックス（工業用混合アルコールでエタノール約85%・メタノール約1%・IPA約14%含有しているものです）を個別で現在登録していますが、これら4種を1つの容器に混ぜ合わせ、混合アルコール廃液として保管することは可能でしょうか？可能であればどのような変更手続きを行えば宜しいですか？

一つの容器に保管するメリットについて

○コストダウン

現在処分依頼している産廃業者では、品目ごとに容器を分けてでないで処分してもらえなかったためポリ容器内に廃アルコールが満タンでなくても、処理業者に処理依頼している。が、今回採用を予定している処理業者はこれらを混合し1つの容器に入れても処理に何ら問題がないとのことで、処理費用の軽減が考えられる。

○保管庫内の省スペース・省資源

今まで、4種類それぞれにポリ容器を置いていたスペースが現状程いらなくなり省スペース・省資源になると考える。